

西条市農業委員会 令和元年度 第2回総会 議事録

1. 日 時 令和元年5月7日(火) 午後2時00分から午後2時41分
2. 場 所 西条市役所本館 5階大会議室
3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員29名
4. 農業委員 出席者 22名 欠席者 2名 出席率 91.67%
推進委員 出席者 24名 欠席者 5名 出席率 82.76%

○農業委員出席者氏名

会 長	8番	加藤 茂			
会長代理	11番	渡邊 敏昭			
委 員	1番	高橋 悟	9番	長谷川 孝師	19番 玉井 一男
	2番	明比 典正	10番	一色 司	20番 佐伯 祐介
	3番	徳増靖記	12番	越智 兼正	21番 玉井 明
	4番	加藤 武司	13番	山田 好一	22番 戸田 博明
	5番	松本 義之	14番	村上 繁敏	23番 眞鍋 美鈴
	6番	白石 利恵子	15番	山内 隆	24番 高橋 忠親
	7番	西原 昇	17番	青野 武	

○欠席者氏名

16番 伊藤 健一 18番 佐伯 賢造

○推進委員出席者氏名

委 員	1番	渡辺 春正	10番	安藤 英利	22番	佐伯 美一
	2番	石橋 和敏	11番	栗田 房信	26番	越智 勝邦
	3番	一色 達夫	12番	森田 忠茂	27番	玉井 隆志
	4番	高橋 豊重	13番	一色 和成	28番	桑原 俊樹
	5番	伊藤 正夫	14番	稲井 重弘	29番	曾我 敏数
	6番	伊藤 龍二	16番	瀬良 隆彦	30番	今井 文雄
	7番	日野 哲也	17番	垂水 久明		
	8番	宮武 恭宏	19番	眞鍋 幸正		
	9番	岡本 省三	21番	高橋 寿夫		

○欠席者氏名

15番 武田 義臣 20番 高橋 正 23番 永井 正幸 24番 石川 清幸
25番 渡部 靖

5. 議案について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第3号 農地法第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について

議案第4号 農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について

議案第5号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について

報告事項 報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 日野徳久 東予分室長 松木淳

事務局次長 今宮雅子

事務局副主査 渡邊龍也 事務局副主査 越智史郎

7. 議事内容

事務局 ただ今から、令和元年度 第2回西条市農業委員会 総会を開会いたします。

【議事録署名人及び書記の指名】

議長 まずはじめに、議事録署名人の指名をいたします。
真鍋美鈴 委員、高橋忠親 委員の両委員をお願いいたします。

なお、欠席届が農業委員さんの16番 伊藤健一 委員、18番 佐伯賢造 委員から出ております。

また、推進委員から15番 武田義臣 委員 20番 高橋正委員、23番 永井正幸 委員、24番 石川清幸 委員、25番 渡部靖 委員から出ておりますので、ご報告いたします。

ただいまの出席農業委員数は、22名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立いたします。

書記については、事務局の 渡邊、越智の両君をお願いいたします。それでは議事に入ります。

農地法 第3条 関係

議長 議案書、3ページ、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案内容について、事務局から説明いたします。

事務局	事務局の今宮です。よろしくお願ひします。 失礼して、着座にてご説明させていただきます。 4ページをお願いいたします。 26号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。 27号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。 28号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。 29号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。 30号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。 31号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。 32号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。 33号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。 34号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。 35号は、〇〇氏が、〇〇氏から、利用権の設定を受けている農地について、贈与を受けようとする申請であります。 36号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため 〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。 以上、11件、ご審議よろしくお願ひいたします。
議 長	農地法第3条の申請について、以上11件、提案いたしますので、よろしくご審議願ひます。まず26号からご意見をお伺ひしたいと思ひますので、順次、お願ひいたします。
地区委員	26号 問題ありません。 27号、28号 問題ありません。 29号 問題ありません。 30号 問題ありません。 31号、32号 問題ありません。 33号、34号 問題ありません。 35号、36号 問題ありません。

議 長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。『異議なし』ということでありますので、以上、11件を原案どおり許可することといたします。

農地法第5条関係

議 長 次に、7ページ、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。

8ページをお願いいたします。

16号は、〇〇氏が、〇〇氏から、所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

17号は、〇〇氏が、〇〇氏から、所有権移転を受け、露天駐車場に転用しようとする申請でございます。

申請地は、既に、造成されており、その是正を兼ねた案件となっております。

18号は、〇〇氏が、〇〇氏外1名から、所有権移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

19号は、〇〇氏が、〇〇氏から、所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

20号は、〇〇氏外1名が〇〇氏から、所有権移転を受け自己住宅を建設しようとする申請でございます。申請地の一部は、既に造成されており、その是正を兼ねた案件となっております。

21号は、株式会社〇〇が、〇〇氏から、所有権移転を受け、露天資材置場及び駐車場に転用しようとする申請でございます。

22号は、安知生の〇〇氏が、〇〇氏から、所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

23号は、〇〇氏が、〇〇氏から、使用貸借権の設定を受け、車庫を建設しようとする申請でございます。申請地は、既に、宅地として使用されており、その是正案件となっております。

24号は、〇〇氏が、〇〇氏から、使用貸借権の設定を受

け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

25号は、〇〇氏が、〇〇氏から、所有権移転を受け賃貸共同住宅を建設しようとする申請でございます。

26号は、〇〇氏が、〇〇氏から、所有権移転を受け露天駐車場に転用しようとする申請でございます。申請地は、既に、宅地として使用されており、その、是正を兼ねた案件となっております。

27号は、〇〇株式会社 が、〇〇氏から、賃借権の設定を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。申請地は、既に、駐車場として使用されておりその、是正を兼ねた案件となっております。

28号は、〇〇株式会社 が、〇〇氏から、所有権移転を受け、宅地分譲をしようとする申請でございます。

29号は、〇〇外1名が、〇〇氏から、所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

30号は、〇〇氏が、〇〇氏から、賃借権の設定を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

31号は、〇〇氏が、〇〇氏から、所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

32号は、〇〇株式会社 が、〇〇氏外2名から、所有権移転を受け、貸工場を建設しようとする申請でございます。

33号は、〇〇氏が、〇〇氏から、使用賃借権の設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

34号は、〇〇氏が、〇〇氏から、使用賃借権の設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

35号、36号は、〇〇株式会社 が、有限会社 〇〇 から、賃借権設定を受け、営農型太陽光発電設備を設置しようとするものであり、3年間の一時転用期間を終了し、新たに更新を行おうとする申請でございます。

37号、38号は、〇〇株式会社 が、〇〇氏から、賃借権設定を受け、営農型太陽光発電設備を設置しようとするものであり、3年間の一時転用期間を終了し、新たに更新を行おうとする申請でございます。

なお、是正案件であります5件につきましては、申請者に、始末書を提出させた上で、今後、このようなことのないよう、指導を行っております。

以上23件、ご審議よろしくお願いたします。

議長

以上、23件であります、ご意見・ご異議等ございませんか。

できれば、16号から順次お願いいたします。

地区委員 16号、問題ありません。
17号、18号、19号、問題ありません。
20号、問題ありません。
21号、問題ありません。
22号、問題ありません。
23号、24号、問題ありません。
25号、問題ありません。
26号、問題ありません。
27号、28号、29号、問題ありません。
30号、31号、問題ありません。
32号、33号、34号、問題ありません。
35号、36号、問題ありません。
37号、38号、問題ありません。

議長 他にご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし

議長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上、23件を、原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

転用事業計画変更関係

議長 次に、14ページ、議案第3号、農地法第5条にかかる転用事業計画変更に対する意見の決定について、を議題といたします。
議案内容を、事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。
15ページをお願いいたします。
1号は、株式会社〇〇 が、〇〇 氏から、所有権移転を受けて、建売住宅を建設するものとして平成28年9月の農地部会にてご審議いただき、進達・許可された案件でございますが、転用事業者を〇〇 氏に承継し、事業目的を、自己住宅の建設に変更するものでございます。
本件は、土地の所有権を移転する際、転用事業者である株式会社〇〇への登記を省略し、後に取得した〇〇氏に直接登記を移転され

ていたため、その是正目的の申請であり、申請者には始末書を提出させた上、今後このような事のないよう、指導をしております。

以上でございます。

議 長 はい、ありがとうございます。以上、1件であります。ご意見・ご異議等ございませんか。

〇〇推進委員 議長。

議 長 〇〇委員。

〇〇推進委員 この案件を、事務局にお尋ねしたいのですが、登記上のことで登記をしようとしたときに、この案件に不備があるということがわかったということなんですかね。

議 長 この質問に対して、事務局、お願いします。

事務局 失礼します。これが判明した経緯としましては、許可条件といたしまして、建て売り住宅とか宅地分譲目的の案件については、愛媛県に事業完了後などに工事進捗状況報告書を提出する必要があるんですが、それが無い案件としてこれが残っておりました。それで、状況を確認したところ、土地の所有権を株式会社〇〇が取得することなく、〇〇氏が取得していたようなので、変更申請を出すように指導したところですよ。以上です。

議 長 今の説明に対し、〇〇委員。

〇〇推進委員 再度の質問なんですけど、これによって、株式会社〇〇がまず登記の手続きをするということですか。

事務局 所有権自体はもう〇〇氏に移っておりますので、それをまた戻すというのは現実的でないんで、今なっている状態に許可申請を合わせたという感じになっています。

〇〇推進委員 株式会社〇〇にペナルティは課せられるんでしょうか

事務局 この申請をしなければ、次に何か株式会社〇〇が申請をするときには、目的通りに転用していない事案としてこれが残っていますので、許可にはならないということです。

- 〇〇推進委員 最後に、不動産屋さんとしてこのようなことをしていたら、確かにペナルティは課せられるということなんですね。
- 事務局 農地法上のペナルティは許可目的通りに転用していないということで、次の申請は信用性なしということで、許可にはならないんですが、他の法律でももしかしたらペナルティはあるのかもしれないんですが、なかなかそこまでは把握していないというのが現状です。
- 〇〇推進委員 再度になりますけど、株式会社〇〇が金銭的なペナルティなんかは課せられない、けれど次の申請をしたときに信用性がないからということで、許可にならない。こういう是正をしておかないと許可にならないということで、農業委員会としては理解してくださいということなんですね。
- 事務局 はい、概ね〇〇推進委員さんの言われるとおりです。
- 〇〇推進委員 皆さんの手元には、プラン変更で双方が折り合わず云々ということでの変更理由ということになっておりますけど、私の手元に届いた知事への申請書については、入居するのが大幅に遅れるためという文書がついているんですよ。こういうものを右から左へ通すということは、あまりにも農業委員会として忍びないなと私として感じました。しかし、書類手続き上、このようなことでペナルティもあるということで理解したうえで、許可やむなしということで意見を述べさせていただきます。以上です。
- 議長 ありがとうございます。先ほど〇〇推進委員から意見をいただいた事例ですが、今でも毎回是正案件については協議にも出ているんですが、農業委員会としてのペナルティは比較的不い。実際、申請書あげてくる段階で、一回そういう事前にそういう人に対しては、次回はそういう是正していなかったら受け付けませんというのがあるので、そういうのを直しながら、今の新しい案件を出てきているのが大半で、ちょっと罰金制とかペナルティ自体は国の制度で、比較的農業委員会的には弱いんですね。そういうところは法律的に国の方で変えてくれると、農業委員会自体の威厳もあるんだろうと思うんですけど、そこらが立場上弱いのが今でも我々も不自然感はあるんですが、その辺の是正に関しては県の状態、他の会等での話の中で、陳情なり方向性を変えられるなら、変えられる部分を要請していきたいと思います。そこら辺でよろしく願いしたらと思います。

他に、ご意見・ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし

議 長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上1件について、原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

農業振興地域整備計画変更関係

議 長 次に、16ページ、議案第4号、農業振興地域整備計画変更について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。
17ページをお願いいたします。

1号は、〇〇氏が、農業用倉庫を建築するため、申請地を、農用地から農業用施設用地に、用途区分の変更を行おうとする申請でございます。申請地は、いわゆる青地のため、まずは、農業振興地域の整備に関する法律の手続きを完了したのちに、農地法の手続きに入るようになっております。

以上でございます。

議 長 ありがとうございます。以上、1件提案いたしますので、よろしくご審議をお願いいたします。地元委員の皆さん、何かありましたら、お願いします。

地区委員 問題なし。

議 長 他にご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

事務局 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上、1件、原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

農用地利用 集積計画関係

議 長 次に、19ページ、議案第5号、農用地利用集積計画について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 それではご説明させていただきます。
件数が多いため、各筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申出書を確認し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしておりますことを、ご報告いたします。
詳細につきましては、議案書22ページから、49ページとなっております。
農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の件数は、152件、面積は、48万2432.84㎡となっております。
そのうち、所有権移転は、5件、面積は、6118.00㎡となっております。以上でございます。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。以上、事務局が説明した内容でございますが、よろしくご審議お願いいたします。
ご意見・ご異議等ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。「異議なし」ということでありますので、原案どおり承認することとし、市長へ回答いたします。

議 長 次に、50ページ、報告承認案件について、事務局から報告を願います。

事務局 それでは、ご報告させていただきます。
51ページになります。
平成31年3月16日から、平成31年4月15日までの受付期間中に、農地法第18条第6項、解約通知を46件、現況証明願を2件、それぞれ受理いたしております。
ご了承をお願いいたします。以上でございます。

議 長 ただ今、報告・承認案件について事務局よりご報告がございましたが、これに対して、何かご意見・ご異議等ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議 長 はい。無いようでございますので、以上で、報告・承認案件を終了いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。この際、他に何かご意見等ございましたらお受けいたしますが、ございませんか。

〇〇委員 事務局の方をお願いしたいんですけど、4月5日の全国農業新聞に目を通してありますと、全国農業委員会だよりの全国コンクールが開催されております。宮城県の栗原市の農業委員会さんが最優秀賞になっておりますが、愛媛県におきましては、全国農業新聞賞として、大洲の農業委員会さんが賞を受賞しております。これは、この地域の農業委員会もこれから機関紙を発行すると、発行していこうとしているところでございますので非常に参考になると思いますので、愛媛県の農業会議を通して、特に最優秀賞の宮城県、その他上位の賞をとったところを、農業会議を通じて事務局からお願いしていただきたいんですが、よろしく願いいたします。

議 長 〇〇委員さん、資料をもらうということで。

〇〇委員 機関紙を各2部から3部ぐらいを、愛媛県の農業会議を通して、西条市の事務局から県をとおして送っていただいて、うちのほうで検討すると。

議 長 はい、わかりました。また検討して、もらえるようにいたします。他にございませんか。

ないようですので、以上をもちまして本日の総会を閉じます。
慎重審議、ありがとうございました。

8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について	原案承認
議案第3号	農地法第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について	原案承認
議案第4号	農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について	原案承認
議案第5号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について	原案承認

9. 閉会の日時

令和元年5月7日 午後2時41分